

令和7年（2025年）1月公表分

【業務上のミス等：6件】

書類等の誤交付・誤送付・誤送信	2件
書類等の誤記載	1件
誤払い・誤振込	1件
処理の誤り	2件

（１）書類等の誤交付・誤送付・誤送信

	概要	担当
1	（概要） 建築行為の変更届出に対する受理通知書を法人Aに交付する際、誤って法人B宛ての通知書と一緒に渡してしまったもの （原因） 処理手順の不備 （対策） 受理通知書は案件ごとにクリアファイルに入れて保管し、交付する際は相手方と一緒に書類を確認のうえ相手方から受領のサインをもらうこととするとともに、通知書交付時の手順について書類の保管場所付近に掲示し注意喚起すること、再発を防止します。	都市政策課 電話 096-328-2502
2	（概要） A氏へ補助事業採択通知書を送付する際、誤って同姓のB氏の宛名シールを貼った封筒へ封入して送付してしまったもの （原因） 確認不足 （対策） 宛名シールの誤選択を防止するため宛名シール内に採択次ごとの記号を付すこととするとともに、発送前には適正に封入されているか読み合わせにより確認することを徹底します。	西南部農業振興センター 農業振興課 電話 096-329-1158

（２）書類等の誤記載

	概要	担当
1	（概要） 市政だより12月号の「熊本市民DAY」記事における熊本ヴォルターズの試合開始時刻の誤記載 （原因） 確認不足 （対策） マニュアルに詳細な確認手順を記載するとともに、記事掲載依頼時及び校正時の決裁過程における確認については、必ず拳証資料と照らし合わせて確実にを行うことを徹底します。	スポーツ振興課 電話 096-328-2724

（３）誤払い・誤振込

	概要	担当
1	（概要） 遡及して確定申告されたことで児童手当が過支給となった方の支給調整処理を誤ったことにより、児童手当を二重支給してしまったもの ＜対象者 1名 過大支給額 780,000円＞ ※令和元年（2019年）6月分～令和4年（2022年）5月分 （原因） 確認不足 （対策） 決裁時には支給調整内容入力済のシートを必ず添付し、担当者及び決裁ラインにおいて確実に確認することで、誤支給を防止します。	東区役所保健こども課 電話 096-367-9130

(4) 処理の誤り

	概要	担当
1	(概要) こども発達支援センターへの情報提供同意書の誤廃棄 ＜件数 1件＞ (原因) 確認不足・処理手順の不徹底 (対策) 担当者へ事務処理手順を再徹底するとともに、情報提供同意書のカラー用紙への変更やシュレッターへの注意喚起貼付により誤廃棄を防止します。	東区役所保健こども課 電話 096-367-9134
2	(概要) 既に本市奨学金の貸付けを受けている者に対し、重複して貸付けを行ってしまったもの ＜対象者 1名 重複貸付額 240,000円＞ ※令和6年（2024年）4月分～11月分 (原因) 処理手順の不徹底 (対策) 貸付申請書にチェック欄を設け、システムによる重複確認後にチェックを入れることとするとともに、決裁時は過去貸付重複者一覧表を添付し、担当者及び決裁ラインにおいて確実に確認することで、誤支給を防止します。	教育委員会事務局 学務支援課 電話 096-328-2716